

令和5年度（2023年度）

# 事業計画書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

社会福祉法人 津野町社会福祉協議会

## 基本理念 住民主体の福祉のまちづくり

### 令和5年度 事業推進方針

地域の福祉課題や住民が抱える問題に対応するため、「断らない相談支援」、社会とのつながりを回復する「参加支援」、孤立を防ぎ活躍の機会と役割を生みだす「地域づくり支援」を一体的に行えるよう地域住民や民生児童委員、ボランティア、関係機関等と協働しながら事業を展開していきます。

また、地域共生社会の実現に向けて本会の担う役割は大きく、将来的に予想される地域生活課題に対応できる社協組織体制と事業の在り方について検討を開始します。

これらを踏まえ、本年度は、次の取り組みを重点的に行います。

#### ＜重点的な取り組み＞

##### 1. 福祉委員活動の推進

「見守る・知らせる・つながる」をキーワードに福祉委員が役割を理解し、地域で活動しやすくなるように 民生児童委員と協力し小地域での見守り支え合いを推進します。

##### 2. チーム支援ができる体制整備

生活のしづらさを抱える住民に寄り添い、伴走型支援を行うために、個別の相談支援のみならず地域支援を含めた包括的な支援体制を整備していきます。職員が担当業務を超えてつながり、チームで支援するカタチを検討していきます。

##### 3. 社協発展強化計画(中長期計画)策定のための体制づくり

地域共生社会の実現に向けては、日常的な事業展開の積み重ねと同時に、中長期的な展望をもった基盤整備を含めた計画が必要となってきます。役職員及び行政と協働して計画を策定するための体制づくりを行います。

## 【 目 次 】

- 1. 法人基盤整備・強化**
  - (1) 評議員、役員組織運営
  - (2) 苦情解決体制
  - (3) 住民会員制度
  - (4) 事業資金の適正管理運用、情報の公表
  - (5) 職員体制と事業推進機能
  - (6) 社協発展強化計画策定準備
- 2. 啓発・福祉教育**
  - (1) 社協だより「あくしゅ」、社協リーフレットの発行
  - (2) 福祉座談会
  - (3) 子ども福祉・ボランティア活動
- 3. 住民主体の福祉コミュニティづくり**
  - (1) 福祉委員活動
  - (2) 地域サロン
  - (3) 福祉パトロール、見守り台帳
  - (4) あったかふれあいセンター
  - (5) 小地域福祉活動
- 4. ボランティア活動と助け合いのしくみ**
  - (1) ボランティア活動
  - (2) 住民参加型助け合い制度「ほっとサービス」
  - (3) ふれあい配食サービス
  - (4) 災害ボランティアセンター事業
- 5. 生活課題に向き合う総合相談**
  - (1) 生活困窮者自立相談支援事業
  - (2) 福祉サービス利用援助事業
  - (3) 生活福祉資金貸付相談事業
  - (4) 法人成年後見受任体制整備
- 6. 在宅介護・在宅支援**
  - (1) 訪問介護
  - (2) 訪問入浴介護
  - (3) 福祉用具貸出し
  - (4) 生活支援型配食サービス
- 7. 障がい者地域生活支援**
  - (1) 地域活動支援センター
  - (2) 障害居宅介護
  - (3) 移動支援事業
  - (4) 日中一時支援事業
- 8. 就労継続支援(B型)事業**
  - (1) 事業運営
  - (2) 就労支援
  - (3) 生活支援
- 9. 共同募金事業、日赤事業**
  - (1) 共同募金事業
  - (2) 歳末たすけあい事業
  - (3) 日赤(日本赤十字社)事業
- 10. 福祉団体の活動支援と連携**

## 1. 法人基盤整備・強化

役員改選期にあたり、新たな体制で組織運営を行います。また、役職員が一体となり、中長期的な視野をもって課題解決に向けて検討を行います。

### (1) 評議員、役員組織運営

目的	地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法人の責務を果たすため、適正かつ透明性のある組織運営と地域福祉課題の把握と解決に向けた事業運営を行う。
目標	○任期満了に伴う役員(理事、監事)改選 ○役員と事務局職員が課題、方針を共有 ○社会的背景や関係法令について注視
実施計画	●<評議員会> 令和5年 6月 ・事業報告、計算書類等の承認、役員選任 他 令和6年 3月 ・事業計画、予算の承認 他 その他必要に応じて開催 ●<理事会> 令和5年 6月(上旬) ・事業報告、計算書類等の承認 他 6月(下旬) ・会長、副会長選出 他 12月 ・事業推進状況の確認 他 令和6年 3月 ・事業計画、予算の承認 他 その他必要に応じて開催 ●<監査> 令和5年 5月 ・理事の職務執行、事業及び計算書類の監査 11月 ・中間監査 監事は、理事会の都度、出席 ●<評議員選任・解任委員会> 必要に応じて開催

### (2) 苦情解決体制

目的	苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利を擁護し、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるよう支援する。
目標	○福祉サービス利用者への周知 ○第三者委員と事務局との情報共有 ○苦情解決に向けての話し合い
実施計画	●第三者委員交替に伴う重要事項説明書等の変更手続き ●重要事項説明書等により福祉サービス利用者への説明、周知 ●第三者委員と苦情受付担当者、苦情解決責任者との情報共有 ●苦情を受け付けた場合は、要綱に基づき適切に対応

### (3) 住民会員制度

目的	身近な地域福祉活動を推進していくため、住民に社協活動への関心を深めていただく。
目標	○個人会員：町内の成人全員の加入 ○特別会員：町内の企業、団体等の加入推進
実施計画	●個人会員募集：7月地区長に依頼（社協リーフレット同時配布） ●特別会員の加入促進、加入団体紹介 ●会費の使途報告（地区回覧、社協だより、地区長会）

### (4) 事業資金の適正管理運用、情報の公表

目的	社会福祉法人会計基準及び本会の経理規程に基づく適正な資金管理と運用。本会の組織体制、事業等についての透明性の確保。
目標	○内部牽制のルールの徹底 ○閲覧対象と公表についての適正な実施 ○ホームページ、社協だよりの活用
実施計画	<閲覧対象と閲覧の期間> 定款 ・・・・・・・・・・・・期間なし 事業計画書、収支予算書 ・・・・当該年度が終了するまで 事業報告書、計算書類、監査報告書 役員・評議員の名簿 報酬及び費用弁償に関する規程 事業の概要等を記載した書類 <会計ルール> 経理規程によるルールの徹底 事務局長による定期、不定期の帳簿類の確認

### (5) 職員体制と事業推進機能

目的	本所、支所、就労継続支援事業所に職員を配置し、役割分担と連携により効率的な事業推進を行う。職員は、本会の理念を基に福祉サービスの提供、地域福祉の推進に努める。
目標	○コミュニティソーシャルワーカー機能による事業展開 ○地域からの情報を重視し、地域に出向く姿勢の徹底 ○町、県、県社協との連携 ○労働関係法令遵守、規程の整備
実施計画	●地域福祉担当職員は小学校区（3エリア）毎に地域を担当 ●国や県の動向を注視し、職員間で情報共有 ●職員ミーティングの開催 ●就業規程等、職員への周知

### (6) 社協発展強化計画策定準備

課題整理、町との課題共有等、策定を進めるための体制を検討する。

## 2. 啓発・福祉教育

社会福祉について、関心と理解を深め、地域福祉活動への主体的な参画と協働を促すことを目指していく。

### (1) 社協だより「あくしゅ」、社協リーフレットの発行

目的	本会の組織・事業及び福祉全般に関する情報を地域住民に提供し、福祉意識を高めていく。また、身近に感じてもらい、参加の促しにつなげる。情報公開の機能も果たす。
目標	<あくしゅ> ○住民福祉活動の実践を発信し、活動の見える化をはかる ○本会の情報公開と福祉情報の提供 ○2か月に1回、1年6回発行。全戸配布 <リーフレット> ○様々な機会に活用し、本会の事業を知ってもらう ○お守りカードを支援対象以外の世帯でも気軽に活用してもらう ○お守りカードを広く知ってもらい、見守りに役立ててもらう
実施計画	<あくしゅ> ●地域のニュース、地域の活動や住民の取材 ●情報公表の必要あるもの（役員名簿、決算額など）の掲載 ●ホームページへの掲載 <リーフレット> ●お守りカード（原寸大）を記載 ●7月会員募集時に、全戸配布 ●研修会や福祉パトロール時などで活用

### (2) 福祉座談会

目的	地域福祉活動の主体として住民自身が行動できるように、地域の良さと多様な活動を再確認し、つながりや支え合いの大切さを共に学び、実践につなげる。
目標	○地域の実践を知り、他地区の取り組みを学ぶ ○地域福祉に関する必要な情報を届ける
実施計画	●地域福祉計画7つの日常生活圏域を基本エリアとして開催 ●地域特性に合わせた見守り活動の検討と課題共有 ●各地域で福祉委員の役割や活動内容を検討 ●集落活動センターと協働し、新たな支え合いの取り組みを検討

### (3) 子ども福祉・ボランティア活動

目的	園児や小学生、中学生が年齢に応じたふれあいや助け合いの取り組みを応援し、福祉意識の向上に向けていく
目標	○子ども園、小中学校の教職員との関係づくり ○学校と地域とのコーディネート
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各校のコミュニティスクール、地域学校協働本部の取り組みに参加、協力</li> <li>●各校の地域コーディネーターとの連携、情報共有</li> <li>●「ボランティア活動・福祉教育推進助成事業」の実施</li> <li>●小中学校への福祉出前講座、ボランティア体験の実施</li> <li>●校長会で趣旨説明、学校訪問</li> </ul>

## 3. 住民主体の福祉コミュニティづくり

社会とつながりをもちにくい人が地域で孤立しないように、声なき SOS にも気付き、情報の発信や受信、見守りと情報共有、関係機関とのつながりを含めた支援ができるよう、地域の福祉力を高めることを目指していく。地域担当職員は、地域の人とつながりながら、福祉コミュニティの創造のため、コミュニティソーシャルワーカーとして活動する。

### (1) 福祉委員活動

目的	地域の見守り支援者として、日常生活に支障のある高齢者や障がい者、支援の必要な住民を見守り、生活上のニーズに気付き民生児童委員等の関係者へ必要な連絡ができるような活動の推進
目標	○福祉委員と担当民生児童委員との顔の見える関係づくり ○福祉委員に地域担当職員を知ってもらい、小地域での見守り活動について情報共有を行う ○各地域に合った福祉委員の役割づくり
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉座談会、福祉パトロール等を通じて、地域担当職員と福祉委員の顔つなぎ</li> <li>●「見守る・知らせる・つながる」3つの役割の周知</li> <li>●福祉座談会で、各地域に合った福祉委員活動を検討</li> <li>●福祉委員研修の実施</li> </ul>

(2) 地域サロン

目的	地域主導で展開される地域のつながりと助け合いの場であり、企画運営については地域の主体性を尊重しながら、サロンを通じて地域が笑顔になるようサポートする。
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○みんなが楽しめるレクリエーションの普及、啓発</li> <li>○ご近所づきあいや気遣い合いがベースとなるように意識共有</li> <li>○気になる人を誘い出したり、近所の人によるさりげない訪問や見守りが地域での孤立や認知症予防につながる意識啓発</li> <li>○世話人同士のつながりづくり</li> <li>○地域サロンの身近な相談窓口としての機能強化</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域担当職員による地域サロン訪問</li> <li>●サロン世話人会、お茶会、研修会、相談会の実施</li> <li>●輪投げ交流会の実施</li> <li>●感染症予防対策や食中毒に関する啓発</li> <li>●サロン活動情報紙の発行、社協だより「あくしゅ」への活動掲載</li> <li>●サロンの実践や機能、良さについて地域内外への発信</li> </ul>

(3) 福祉パトロール、見守り台帳

目的	日常生活や災害時における救護活動、見守り支援体制づくりに役立てる。
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関、民生児童委員・福祉委員などの協力者と情報の共有</li> <li>○調査対象者に関する情報の正確な聞き取り</li> <li>○住民への周知</li> <li>○「見守る」「知らせる」「つながる」を意識した事業展開</li> </ul>
実施計画	<p>&lt;福祉パトロール&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町内9つのエリア分けで実施</li> <li>●集落活動センターと協働で実施</li> <li>●民生児童委員の協力による対象者の把握とフォローアップ調査</li> </ul> <p>&lt;安心・安全見守り台帳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉パトロールで得た情報を台帳に入力し、関係機関と共有</li> <li>●台帳整理</li> </ul> <p>&lt;お守りカード&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安心安全見守り台帳の情報からカードを作成し、対象者に配布</li> <li>●民生児童委員による定期的な状況確認と関係機関との連携</li> </ul>

(4) あつたかふれあいセンター

目 的	だれもが気軽に集える拠点を整備することにより地域における交流・活躍の機会を生み出し、共に支え合う関係性の構築を目指す。
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○だれもが気軽に集え、心地よく過ごせる拠点づくりを進める。 その存在や機能・活動の周知を図る。</li> <li>○積極的なアウトリーチにより地域や人とのつながりを強める。 見守りが必要な方への訪問活動を行う。</li> <li>○社協内で連携し、個別支援と地域支援に取り組む。</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2つの拠点の環境整備</li> <li>● 多種多様な住民に利用してもらえるようなプログラムの企画</li> <li>● 様々な場を活用した拠点の周知活動</li> <li>● アウトリーチによるつながりづくり</li> <li>● 見守り訪問等の実施</li> <li>● 社協職員と連携した地域福祉活動の実践</li> <li>● サテライトでの介護予防活動や居場所づくりの推進</li> <li>● 集落活動センターとの連携</li> <li>● 行政とあつたかふれあいセンターの方向性の検討</li> <li>● 運営協議会の開催</li> </ul>

(5) 小地域福祉活動

目 的	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくり
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域担当職員と地域住民との協働、協議</li> <li>○地域住民が自ら計画し、行動する</li> <li>○一人ひとり役割のある地域づくり</li> <li>○職員の支援力の向上</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の社会資源等の把握</li> <li>● 集落活動センター等の地域活動拠点との連携</li> <li>● 地域担当者の柔軟な地域支援</li> <li>● 地域福祉担当職員間での事例検討や情報共有及び研修会等への参加を通してスキルアップを図る。</li> </ul>

## 4. ボランティア活動と助け合いのしくみ

お互いさまの土壤づくりを目指し、できるときにできる活動を提供し合うボランティアのしくみを構築していく。

### (1) ボランティア活動

目的	ボランティア活動の普及、助け合いの地域づくりのキーパーソンとなる人と活動を支援
目標	○ボランティアセンター機能の充実 ○ボランティア及び活動の把握、啓発
実施計画	●ボランティア活動のコーディネート ●ボランティア活動保険の情報提供、加入・補償手続き事務 ●ボランティア連絡協議会加入団体の情報交換 ●ボランティア情報紙の発行

### (2) 住民参加型助け合い制度「ほっとサービス」

目的	住民の参加と協力により、日常生活に支障のある在宅の要支援者の暮らしを支援し、住民同士が助け合いの輪を広げていく
目標	○サービスへの協力から日常的な見守り支援へのつながり
実施計画	●サービス調整時や関係者との課題共有時に「住民同士の助け合い・支え合い活動」であることの主旨の徹底 ●住民の困りごとを社協内及び関係者で共有し、生活課題として対応を検討 ●集落活動センターや他団体の助け合い制度との連携、調整

### (3) ふれあい配食サービス

目的	在宅高齢者や心身に障がいのある住民が住み慣れた地域で心豊かな暮らしをおくれるよう、食の楽しみを届け、安否確認を実施
目標	○定期的な訪問による見守り、体調の変化等の確認 ○ボランティア拡大のための事業目的の周知
実施計画	●東地区4回/月、西地区3回/月 繼続実施 ●食材提供への呼びかけ ●調理、配達ボランティアの募集 ●ボランティア交流研修の実施 ●衛生管理、感染症予防対策の徹底、食品衛生等の情報提供 ●利用者不在時の安否確認

#### (4) 災害ボランティアセンター事業

目的	災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する各種団体や関係機関と平時から相互にコミュニケーションを図り、連携・協働する。
目標	○災害時の円滑なセンターの立ち上げ
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し</li> <li>●運営会議メンバーの見直し</li> <li>●センターに係る公費費用等について行政との協定及び委託契約の締結</li> <li>●定期的な運営会議の開催</li> <li>●自主防災組織と連携し地域で模擬訓練の実施</li> <li>●災害ボランティアセンター運営等の防災関係研修会への参加</li> </ul>

## 5. 生活課題に向き合う総合相談

個別支援と地域福祉推進の視点で総合相談に取り組む。様々な生活課題を抱えながら、社会的孤立や制度のはざまにあり支援に結び付いていない人を深刻な状況になる前に発見し、見守り支え合える地域づくりを進める。また、権利擁護の推進のため、住民への啓発や弁護士等との検討会を行いながら成年後見制度における法人後見受任体制整備の検討を行う。

#### (1) 生活困窮者自立相談支援事業

目的	地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、地域を基盤とした解決につながる支援やそのしくみづくり
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ニーズ発見から初回の行動（面接等）を早急に行う</li> <li>○「自立」に向けた寄り添い支援</li> <li>○民生児童委員、行政等関係機関との連携による情報収集と支援</li> <li>○地域での権利擁護意識の推進</li> <li>○個別支援を通じて地域住民の理解と参加の促進</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的なアウトリーチによる支援</li> <li>●自立に向けた適切なアセスメント</li> <li>●若者サポート会議とひきこもり支援者の定期的な情報交換</li> <li>●民生児童委員との同行訪問の実施</li> <li>●フードバンク活動への参画と連携</li> <li>●権利擁護研修会、弁護士相談会の実施</li> <li>●多職種連携による支援</li> <li>●経済的貧困、地域からの孤立等の予防に向けた取り組み</li> <li>●問題解決力の強化</li> </ul>

(2) 福祉サービス利用援助事業

目的	認知症高齢者、知的障がい者、精神障害者など判断能力が不十分な方の権利を擁護することに資することを目的とし、それらの方が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う。
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービスの必要な住民が本サービスを利用することにより自立した地域生活が送れるようなサポート</li> <li>○専門員と生活支援員が連携し、利用者の自己決定を尊重した支援の実施</li> <li>○関係機関等へ事業内容の周知</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の自己決定を尊重した支援</li> <li>●取扱要領に基づく預かり物品の適正な管理</li> <li>●支援計画の定期的な評価と見直し</li> <li>●住民や関係機関への事業周知</li> <li>●関係機関、関係事業との情報共有と連携</li> <li>●成年後見制度への移行支援</li> </ul>

(3) 生活福祉資金貸付相談事業

目的	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援する。
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済的自立と生活の安定を目指す。</li> <li>○償還が滞っている人への個別支援</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度の周知</li> <li>●生活困窮者自立相談支援事業との連携</li> <li>●県社協と連携し、滞納世帯への償還指導</li> <li>●特例貸付（新型コロナの影響で収入が激減した世帯対象） 償還免除の手続き援助及び安定した日常生活につがる相談支援</li> </ul>

(4) 法人成年後見受任体制整備

目的	判断能力が不十分な住民の権利擁護のために、本人に身寄りがない場合や適当な成年後見人等の候補者を見出すことができない場合の法人後見の実施体制について検討準備を行う。
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体制整備とニーズ把握について町との課題共有</li> <li>○成年後見制度利用促進機関「中核機関」との情報共有と体制整備について検討</li> <li>○後見人業務が遂行できる職員の資質向上</li> <li>○法律専門職、町、県社協とのネットワークづくり</li> <li>○日常生活自立支援事業や介護保険事業、障害福祉サービス利用者の状況把握と成年後見制度への移行検討</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修会や法人後見連絡会への積極的参加</li> <li>●法テラス、ひまわり基金法律事務所との検討会の実施</li> <li>●受任体制整備までのスケジュールと職員体制検討</li> </ul>

## 6. 在宅介護・在宅支援

介護保険サービスなどの制度による支援サービスのほか、在宅高齢者等が気軽に安心して利用できるサービスも展開する。また、サービス利用者が地域で暮らすために地域福祉の取り組みと連携する。

### (1) 訪問介護

目的	要介護高齢者の能力に応じて自立した生活をおくことができるよう援助を行う。
目標	<input type="radio"/> 在宅生活を気持ちよく送ってもらうよう支援する <input type="radio"/> 生活するうえで困難なことも改善できるように支援する <input type="radio"/> 町内事業所のあり方、運営について検討する
実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>●訪問介護計画にかかるモニタリングの実施</li><li>●訪問介護員のスキルアップのための研修の実施</li><li>●居宅介護支援事業者、関係機関との連携</li><li>●訪問介護員間の情報共有、連携のためのケース会の実施</li><li>●地域住民との連携、情報共有</li><li>●苦情解決に向けて迅速な対応</li><li>●感染症対策の実施</li><li>●町、高原荘と事業所運営について協議</li></ul>

### (2) 訪問入浴介護

目的	デイサービスや自宅の浴槽で入浴できない方に対して、訪問入浴車を派遣し、安心して居室内で入浴できるよう支援する。
目標	<input type="radio"/> 身体の清潔保持 <input type="radio"/> 利用者、家族とのコミュニケーションを大切にする
実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>●居宅介護支援事業者、医療機関との連携</li><li>●スタッフミーティング、研修の実施</li><li>●感染症対策の実施</li><li>●安心、安全に入浴できるように利用者に合ったサービス提供</li></ul>

### (3) 福祉用具貸出し

目的	在宅生活が安全に送れるよう必要な方に福祉用具（電動ベッド・車いす）の貸し出しを円滑に行う。
目標	<input type="radio"/> 介護者の不安や疑問を解消できるようにていねいな相談対応 <input type="radio"/> 相談から貸し出しへ迅速な対応
実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>●貸出用具の衛生・安全管理、メンテナンスの実施</li><li>●必要なベッド数の確保と迅速なベッドの搬出入</li><li>●介護用品についての相談対応とあっせん</li><li>●地域包括支援センター等関係機関との連携</li></ul>

#### (4) 生活支援型配食サービス

目的	調理困難な高齢者等の世帯に、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達するとともに、安否を確認し、必要がある場合には関係機関への連絡等を行うことにより、在宅生活の継続を支援する。
目標	○在宅生活を継続してもらうために利用者のニーズに応じた対応
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●普通食は、町内飲食業者へ、特別食は、葉山荘へ調理委託</li> <li>●配達は、本会職員が行い、徹底した安否確認の実施</li> <li>●緊急時は、本会職員間及び関係機関の連携により迅速に対応</li> <li>●町との課題共有と解決に向けた取り組み</li> <li>●感染対策の徹底と利用者への迅速な支援対応</li> </ul>

## 7. 障がい者地域生活支援

ノーマライゼーションの理念を大切に、地域で障がいをもつ人が自分らしい生活ができるような支援を目指す。

#### (1) 地域活動支援センター

目的	障がいのある人に対して創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を促し、障がいのある人の地域生活を支援する。
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者が自主的に活動できるように支援</li> <li>○生活スキルの向上を目指した支援</li> <li>○地域の人やボランティアと交流し、社会参加につなげる</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●わきあいあい広場：毎月。地域で暮らす障がいのある人たちが気軽に来ることができる集いを開催</li> <li>●わきあいミニ：毎月 4 回。個別活動を適時実施</li> <li>●地活 ROOM：毎月 2 回。居場所づくり</li> <li>●障がい児長期休暇支援事業：1 4 日間</li> <li>●わくふれ保護者茶話会：親子遠足他</li> <li>●ボランティア交流</li> <li>●利用者台帳の整備</li> <li>●行政との連絡会：年 4 回</li> </ul>

(2) 障害居宅介護

目的	障がい者が在宅生活及び地域生活を送るうえで必要な家事援助、身体介護のサービスを提供する
目標	○在宅生活において自立した生活が送れるよう支援する ○障がいや個性に応じた支援をする
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援事業所、他の事業所との情報共有と連携により、その人に合った支援の実施</li> <li>●スタッフ間の情報共有、連携のためのケース会の実施</li> <li>●訪問介護員のスキルアップのための研修の実施</li> <li>●苦情解決に向けて迅速な対応</li> <li>●感染症対策の実施</li> </ul>

(3) 移動支援事業

目的	障がい者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の参加のための外出をする際に移動を支援する
目標	○障害やニーズ、地域特性に応じた社会参加や外出を支援 ○地域での自立支援や社会参加が楽しみになるような外出支援
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全配慮された支援</li> <li>●家族との情報共有</li> <li>●感染症対策の実施</li> </ul>

(4) 日中一時支援事業

目的	障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として支援をする。
目標	○障害や個性に応じた支援
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援事業所、その他関係機関との情報共有、連携</li> <li>●家族との情報共有</li> <li>●感染症対策の実施</li> </ul>

## 8. 就労継続支援(B型)事業

どんぐり農園、作業所里楽の両事業所において、「笑顔で働き、安心して自立を目指せる事業所」を目指して、利用者の立場に立った適切な就労の機会を提供し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援事業を実施する。

### (1) 事業運営

目 的	サービスの質の向上を目指して、利用者が安心して利用できるための人的、物的な環境整備を行う
目 標	<ul style="list-style-type: none"><li>○新型コロナウィルス感染防止にも配慮した堅実な事業所運営</li><li>○適正な職員体制とチームアプローチによる支援体制の構築</li><li>○職員の育成と業務の標準化</li><li>○障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化</li><li>○健全な事業所経営</li></ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>●感染防止に向けた継続的な取組みと感染症対策への対応</li><li>●アセスメント、定期的な個別支援計画の評価・モニタリングの実施</li><li>●情報・支援目標の共有のための職員会の実施</li><li>●職員のスキルアップに関する研修機会の提供</li><li>●虐待防止委員会及び虐待防止研修の実施</li><li>●身体拘束適正化検討委員会及び身体拘束等の適正化についての研修の実施</li><li>●法定事業所としての各種事務手続き等の適正実施</li><li>●地震災害などを想定した避難訓練の実施</li><li>●事業継続計画策定に向けた取り組み</li><li>●日常業務の整理と改善</li></ul>

### (2) 就労支援

目 的	利用者に就労の機会の提供を行う。また、一般就労を希望する利用者に対しては、一般就労につながるよう支援を行う
目 標	<ul style="list-style-type: none"><li>○利用者の障がいや能力に応じた作業の実施及び支援</li><li>○収益増を目指し、利用者の工賃アップにつなげる</li><li>○新たな作業及びサービス提供を展開する</li></ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>&lt;どんぐり農園&gt;作業：農作業、公共施設清掃の受託</li><li>&lt;作業所里楽&gt;作業：クッキー製造販売、公共施設清掃の受託</li><li>●個別支援計画に基づく就労活動支援</li><li>●新規商品の研究・開発に向けた取り組み</li><li>●施設外就労、施設外支援の実施</li><li>●就労アセスメントの実施及び共有</li><li>●一般就労に向けた関係機関との連絡調整</li></ul>

### (3) 生活支援

目的	利用者の体調や困りごと、環境等に配慮しながら、利用者に必要な支援を行う
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年齢や障がい、個性、体調等に配慮した多面的な支援</li> <li>○IADL（手段的日常生活動作）の維持向上を目指す</li> <li>○作業を通して自立した生活ができるための支援</li> <li>○地域とのつながりの強化</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別支援計画に基づく生活支援</li> <li>●毎朝の体調チェック、バイタルチェック、体操の実施</li> <li>●利用者の社会参加促進</li> <li>●利用者の希望に合わせ、また、必要に応じて個別面談の実施</li> <li>●関係機関との連携による総合的な支援</li> </ul>

## 9. 共同募金事業、日赤事業

### (1) 共同募金事業

目的	高知県共同募金会の定める諸計画に基づき、町内における地域福祉の推進のため、住民参加を図り、民意を十分に反映した募金活動と趣旨に合う助成
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○募金活動及び助成の意義の啓発</li> <li>○寄付金の流れの透明化</li> <li>○募金額の増加</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共同募金委員会による運営（6月、3月）</li> <li>●共同募金審査委員会による助成団体の決定（5月）</li> <li>●事業及び会計監査（5月）</li> <li>●社協だより「あくしゅ」へ募集、実績の掲載</li> </ul>

### (2) 歳末たすけあい事業

目的	年末に町内の単身高齢者や高齢者のみ世帯、生活困窮の方等が心温まるお正月を迎えるよう特別弁当を配食する。
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアと対象世帯の交流</li> <li>○心豊かなお正月を迎えるための工夫</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●義援金獲得の方法について検討</li> <li>●ボランティアとの企画・打ち合わせ</li> <li>●民生児童委員の協力による対象者の把握</li> </ul>

### (3) 日赤（日本赤十字社）事業

目的	日赤事業の推進のために活動資金の募集と日赤事業の啓発及び防災知識の普及
目標	<input type="radio"/> 日赤事業の啓発 <input type="radio"/> 日赤が保有する防災・救急対応の知識の普及 <input type="radio"/> 日赤活動資金の目標額の達成
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日赤高知県支部、高幡地区内他市町分区との連携</li> <li>●日赤活動資金の募集と交付金の適切な事務処理</li> <li>●日赤奉仕団との連携、研修会への参加</li> <li>●災害ボランティアセンター運営会議との連携</li> <li>●大規模災害への義援金募集用窓口募金箱の設置</li> <li>●社協だより「あくしゅ」へ募集、実績の掲載</li> </ul>

## 10. 福祉団体の活動支援と連携

福祉団体と事務委託協定書を双方で取り交わし、事務局を受け持つ。

目的	各団体の事業計画に基づき活動を支援、また、連携をして地域での福祉活動の活性化をはかる。
目標	<input type="radio"/> 各団体の特長を理解し、自主性を重視 <input type="radio"/> 各団体の役員会等で意思決定がなされるような情報提供 <input type="radio"/> 補助金が適正に管理、運用されるような会計支援 <input type="radio"/> 各団体の悩みや課題に向き合う <input type="radio"/> 地域福祉推進のために各団体と本会が相互協力できるよう取り組みの方向性の共通理解
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の4団体の事務局をうけもつ           <ul style="list-style-type: none"> <li>①津野町民生児童委員協議会</li> <li>②津野町老人クラブ連合会</li> <li>③津野町障がい（児）者連合会</li> <li>④シルバー介護士会「ひだまり」</li> </ul> </li> <li>●会計ルールの確認、現金取り扱いの方法の確認</li> <li>●その他のボランティアグループや福祉関係団体についても必要に応じて情報提供や支援を行う</li> </ul>